



令和5年9月
広報萩掲載

架空取引を持ちかける手口に注意！

架空取引は規約で禁止されている行為です

【相談事例】

画像アプリで海外のバイナリーオプション（投資の一種）取引で稼いでいるという女性と知り合い、取引ツールを買わないか？と勧誘された。約 20 万円のツールを買うことにしたところ、代金の支払い方法としてフリマアプリでの架空取引を持ちかけられた。フリマアプリに海外有名ブランドのバッグを形だけ出品するので、バッグを落札して支払いをすれば、取引ツール約 20 万円を支払ったことにするというものだった。

指示通り出品されたブランドバッグを、クレジットカードで決済した。

その後、教えてもらった通りに取引を始めたが稼げない。

だまされたと思うので返金してほしい。



【対応アドバイス】

◇フリマアプリでの架空取引を持ちかけられても、フリマアプリ運営事業者から規約違反を問われる恐れもあります。絶対に応じずハッキリ断ってください。

◇架空取引を持ちかけられる手口は、バイナリーオプションの取引ツールや情報商材の取引で多くみられます。

うまい話には乗らないでください！